

平成 26 年 3 月 12 日

正会員 各位

公益社団法人 日本農業法人協会

消費税の転嫁カルテル締結に関するご連絡について

(公社)日本農業法人協会では、平成 26 年 4 月からの消費税引き上げ (5%⇒8%) に備えて、このたび、公正取引委員会に、「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」(以下、消費税転嫁カルテルという)を提出(平成 26 年 3 月 12 日)いたしました。以下では、消費税転嫁カルテルの概略を説明いたします。

1 消費税転嫁カルテルとは

今回の消費税引き上げに関しては、公正取引委員会に事前に届け出ることにより「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為」を行うことが認められています。

これにより、農畜産物等の本体価格に消費税分を上乗せすることや消費税額分の端数処理の方法(切り上げ等)を事業団体(=(公社)日本農業法人協会)が定めることができるようになっていきます。

なお、平成 26 年 2 月現在、この消費税転嫁カルテルは 123 団体が公正取引委員会に届け出て承認されています。

2 (公社)日本農業法人協会の消費税転嫁カルテルとは

消費税転嫁カルテルについて、協会では、以下の 3 点の内容による共同行為(カルテル)を実施することで、公正取引委員会に承認されております。

① 本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

② 引き上げ後に発売する新商品等の本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

③ 消費税の端数処理の方法(小数点第 1 位の切り上げ)^{注1)}

これにより、協会の会員は、販売先等に日本農業法人協会では転嫁カルテルを締結しているので、「本体価格に消費税を上乗せします」、「消費税の端数(単位:0.1円)は切り上げて計算した上で請求します」という意思表示をすることができます。

また、協会の会員として、転嫁カルテルを締結している旨を事務所等の入口に掲示することや、そうした旨の書類を販売先に渡すことも可能となっています。

なお、この消費税転嫁カルテルは、会員に対して強制力のある取り決めではありません。企業努力で消費税増額分を控除して商品等の売買を行った場合でも罰則等は一切ございません。各会員で、協会の転嫁カルテルを活用するかをご判断いただけるものとなっています。

<本件のお問い合わせ先>

(公社)日本農業法人協会 総務・政策課 政策担当 犬田 (03-6268-9500)

注1: 消費税の端数処理については小数点第 1 位を切り上げて計算することで承認を得ています。

(例) 本体価格 98 円の商品の場合: $98 \text{円} \times 8\% = \text{消費税額 } 7.84 \text{円}$

⇒消費税額は 8 円(小数点第 1 位を切り上げ)となり、税込 106 円となります。